平成３０年（フ）第１７号
秋田県横手市山内平野沢字上ヘ村58番地１
債務者　岩瀬　栄子
１　決定年月日時　平成30年３月５日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１９８号
山形市東山形１丁目４番18―103号　トーウィングロスマリコ
債務者　渡辺　亜美
１　決定年月日時　平成30年３月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０９号
山形県東根市神町南１丁目１番26号
債務者　深瀬　友理
１　決定年月日時　平成30年３月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２２号
山形市大字黒沢409番地
債務者　丹野　恭二
１　決定年月日時　平成30年３月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１６号
福岡県豊前市大字梶屋173番地13
債務者　桑本　由理
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成３０年（フ）第１３号
愛知県岡崎市上地町字下屋敷50番地１　サンガーデン101
債務者　柴田　滝二
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
愛知県豊田市竜神町飛越82番地１、前住所愛知県豊田市若林西町宮下19番地１　ハイライズ宮下402号
債務者　萬　　清美
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第５３号
静岡県浜松市中区萩丘２丁目12番307号　萩丘団地　引馬―307号室
債務者　原　　清二
１　決定年月日時　平成30年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第５２２号
大阪府東大阪市長堂１丁目18番３号　シャーメゾン長堂　202号
債務者　平野　愛美
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５９６号
大阪市東淀川区西淡路５丁目１番62号
債務者　金子　　咲
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７５５号
大阪府東大阪市友井２丁目13番４号　イエローマンション　106号
債務者　三角　文男
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６号
栃木県下都賀郡野木町大字潤島800―９　グランシードマロニエＡ102、住民票上の住所栃木県下都賀郡野木町大字友沼4647番地３　フォレ　シャルマンＤ106号
債務者　菊間　和則（旧姓山中）
１　決定年月日時　平成30年３月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月11日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第７９号
神奈川県鎌倉市極楽寺４丁目６番３号
債務者　山崎　彰雄
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２２８号
神奈川県藤沢市辻堂６丁目26番14号　ウエストテラス壱番館101号
債務者　志田　芳子
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２６１号
横浜市神奈川区神大寺２丁目９番15―904号
債務者　古尾谷明未
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２７６号
神奈川県大和市上和田434番地７　大竹方
債務者　吉村　照秋
１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部